

常陸太田市教育委員会臨時会（3月）会議録

- 1 日 時 平成28年3月31日（木）午後2時50分
- 2 場 所 常陸太田市生涯学習センター講座室1
- 3 出席委員 委員長 小林 憲男
委員長職務代理者 本多 技研
委員 佐川 美都里
委員 大金 隆子
教育長 中原 一博
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局職員 教育次長 菊池 武
教育総務課長 江尻 伸彦
指導室長 西連寺 有
生涯学習課長兼生涯学習センター館長 佐藤 芳孝
文化課長 大島 敬一
スポーツ振興課長 根本康弘
図書館長 金澤 栄
学校給食センター所長 沼田 章（欠席）
- 6 会議録署名委員 本多 技研 委員
- 7 議 案
議案第6号 常陸太田市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部改正について
議案第7号 常陸太田市障害児就学指導委員会条例施行規則等の一部改正について
議案第8号 常陸太田市教育委員会教育長交際費の支出に関する要綱の制定について
議案第9号 常陸太田市学校防災推進委員会設置要項の一部改正について
議案第10号 教育財産（里美幼稚園）の所管換えについて
議案第11号 常陸太田市公民館主事の任命について
議案第12号 常陸太田市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第13号 教育財産（久米公民館）の所管換えについて
議案第14号 常陸太田市教育委員会の所管に属する職員の任免について
議案第15号 常陸太田市教育委員会の所管に属する職員の人事評価実施規程の制定について
- 8 その他

- (1) 平成28年第1回市議会定例会（3月定例会）一般質問要旨及び答弁要旨について
- (2) 常陸太田市学校災害補償規則の一部改正について
- (3) 常陸太田市交流センターふじの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
- (4) 常陸太田市水府総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
- (5) 学校給食費徴収規定の一部改正について

9 閉 会 （午後3時50分）

委員長	<p>午後2時50分、ただ今から教育委員会3月臨時会を開会する。</p> <p>出席委員は全員出席。事務局職員は学校給食センター所長が欠席。会議録署名委員は本多委員にお願いする。本日は10件の議案がある。まず、議案第6号「常陸太田市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部改正について」事務局から説明を願う。</p>
教育次長	<p>それでは、資料1ページをご覧ください。</p> <p>「常陸太田市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部改正について」であります。提案理由といたしまして、学校教育法等の一部を改正する法律が平成27年6月24日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、規則の一部改正を行うものであります。資料の3ページをお開きください。新旧対照表にて説明します。第4条に常陸太田市立学校以外への学校への就学とありますが、現行の小学校、中学校にこのたび義務教育学校を加えるものです。施行期日は法律の施行日より平成28年4月1日となっています。</p>
委員長	<p>ただいまの説明に対して何か質問等ありますか？</p>
委員	<p>特にありません。</p>
委員長	<p>それでは、議案第6号については議決いただいたということといたします。続いて、議案第7号「常陸太田市障害児就学指導委員会条例施行規則等の一部改正について」議題とします。事務局から説明願います。</p>

教育次長	資料の4ページになります。常陸太田市障害児就学指導員会条例施行規則等の一部改正について説明いたします。こちらは、提案理由にありますように、認定こども園の設置及び管理に関する条例が平成28年4月1日から施行されることに伴い、関連する規則の一部改正を行うものであります。具体的には、明日4月1日からさとみこども園が開園いたしますが、第1条から第4条までである本規則のそれぞれの規則について、認定こども園を加えるものです。新旧対照表でご説明いたしますと、7ページには障害児就学指導委員会条例施行規則、8ページには生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則、9ページには里美文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則、10ページには図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の新旧対照表がございます。第1条の障害児就学指導員会条例施行規則については、調査員に認定こども園の保育教諭を加えること、第2条から第3条の規則については、それぞれ、使用料の減免規定に認定こども園を加える旨の一部改正となっております。
委員長	ただいまの説明に対して何か質問等ありますか？
委員	特にありません。
委員長	それでは、議案第7号については議決いただけたということといたします。続いて、議案第8号「常陸太田市教育委員会教育長交際費の支出に関する要綱の制定について」議題とします。事務局から説明願います。
教育次長	資料の11ページになります。これまでも教育長交際費は予算化されており、市長や議長の交際費の運用に準じながら支出してきましたが、改めて、要綱として明文化して事務を執行するために制定するものです。下段の提案理由ですが、教育長が教育委員会を代表して行う交際に必要な経費の支出について、執行基準を設け適正な執行に資するため本要綱を制定するものです。12ページです。第1条に趣旨、第2条に支出種別及び支出範囲が記載されております。第2条の3号と5号には、弔慰と見舞の支出対象者について、13ページの別表を設けております。額については、慶祝が10,000円を限度に、会費は5,000円、弔慰は10,000円を限度に、協賛が5,000円、見舞が10,000円を限度という内容になっています。 その他として、第3条に、この要綱に定めるもののほか、教育長が特に必要と認めた場合は支出できる旨の規定を設けております。
委員長	ただいまの説明に対して何か質問等ありますか？
委員	特になし。

委員長 委員長	それでは、議案第8号については議決いただけたということといたします。続いて、議案第9号「常陸太田市学校防災推進委員会設置要綱の一部改正について」議題とします。事務局から説明願います。
教育次長	それでは、資料の14ページになります。議案第9号「常陸太田市学校防災推進委員会設置要綱の一部改正について」ですが、こちらは、常陸太田市学校防災推進委員会の組織の見直しに伴い、要綱を一部改正するものです。内容といたしまして、現在の本委員会の委員構成ですが、防災関係、教育委員会関係、学校関係の3区分のうち、学校関係では学校長会長と教育会長を委員として充てておりました。この場合、年度によっては、委員がどちらも小学校長に重複される場合、あるいは中学校長に重複される場合が想定されます。均衡を保ち委員を委嘱する観点から、小学校長の代表と中学校長の代表ということで新たに改正をするものです。こちらも施行日は平成28年4月1日としております。
委員長	ただいまの説明に対して何か質問等ありますか？
委員	特にありません。
委員長	それでは、議案第9号については議決いただけたということといたします。続いて、議案第10号「教育財産（里美幼稚園）の所管換えについて」を議題とします。事務局から説明願います。
教育次長	資料の20ページになります。提案理由ですが、幼保連携型認定こども園への移行に伴い、平成28年3月31日をもって廃止となる里美幼稚園のその施設を放課後児童クラブとして利活用するにあたり、所管換えを行うものであります。 21ページに物件の表示があります。里美幼稚園ということで、土地の部2572.00㎡、建物の部569.00㎡です。異動日は平成28年4月1日となります。
委員長	ただいまの説明に対して何か質問等ありますか？
委員	特にありません。
委員長	それでは、議案第10号については議決いただけたということといたします。続いて、議案第11号「常陸太田市公民館主事の任命について」を議題とします。事務局から説明願います。
教育次長	議案第11号です。資料の22ページをご覧ください。こちらは、公民館主事の辞職に伴い、その後任の者を任命するため提案するものです。太田公民館公民館主事に早川智美氏、機初公民館公民館主事に佐藤寿弘氏、郡戸公民館公民館主事に鴨志田太一氏、以上3名です。任期は前任者の残任期間とし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までで

	す。
委員長	ただいまの説明に対して何か質問等ありますか？
委員	特にありません。
委員長	それでは、議案第11号については議決いただいたということといたします。続いて、議案第12号「常陸太田市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明願います。
教育次長	資料の23ページになります。議案第12号「常陸太田市公民館運営審議会委員の委嘱について」であります。こちらも、公民館運営審議会委員の辞職に伴い、その後任委員を委嘱するため、提案するものです。任期は先ほど同様、前任者の残任期間とし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとなっております。議案書の名簿備考欄に町会長と記載がありますが、運営審議会委員と町会長を兼ねた委員委嘱の提案となっております。
委員長	ただいまの説明に対して何か質問等ありますか？
委員	特にありません。
委員長	それでは、議案第12号については議決いただいたということといたします。続いて、議案第13号「教育財産（久米公民館）の所管換えについて」を議題とします。事務局から説明願います。
教育次長	資料の24ページになります。議案第13号ですが、こちらは久米公民館が廃止され、常陸太田市久米地域交流センターが新設されることに伴い、普通財産に所管換えを行うものであります。 物件ですが、建物としまして平成21年3月建築の木造平屋建49.68㎡、もう一つ平成28年3月に増築したところ鉄骨造平屋建192.18㎡の2棟であります。
委員長	ただいまの説明に対して何か質問等ありますか？
委員	特にありません。
委員長	それでは、議案第13号については議決いただいたということといたします。続いて、議案第14号「常陸太田市教育委員会の所管に属する職員の任免について」を議題とします。事務局から説明願います。
教育次長	資料の26ページになります。平成28年3月31日付退職及び平成28年4月1日付定期人事異動等に伴い、教育委員会の所管に属する職員の任免を行うものであります。 資料は27ページから29ページになります。退職発令が4名。再任用の退職発令が4名。出向辞令については8名。解任が2名。受入・配置換え発令が16名。再任用発令が7名。新規採用が2名。幼稚園非常勤特別

	職の園長発令が5名。併任発令が2名となっております。
委員長	こちらは、人事に関する内容です。特にご質問はございませんかね。
委員	特になし。
委員長	それでは、議案第14号については議決いただいたということといたします。続いて、議案第15号、追加議案になります。「常陸太田市教育委員会の所管に属する職員の人事評価実施規程の制定について」を議題とします。事務局から説明願います。
教育次長	資料は別冊のものになります。議案第15号「常陸太田市教育委員会の所管に属する職員の人事評価実施規程の制定について」ですが、こちらは、地方公務員法の改正に伴い、人事評価が義務化されましたが、そのため人事評価の基準及び方法等について任命権者が定めることになりました。そのために本規程を制定するものです。次のページに本規程が記載されておりますが、3条からなる規程です。第1条に総則、第2条に規程の準用、第3条はその他ということで委任事項が定めてあります。附則として訓令施行日が記載されておりますが、平成28年4月1日としております。第2条の準用ですが、次のページにある「常陸太田市職員の人事評価実施規程」を準用するものとなっております。
委員長	ただいまの説明に対して何か質問等がありますか？
委員	特にありません。
委員長	それでは、議案第15号については議決いただいたということといたします。以上で本日の議案はすべて終了となります。続いて、その他に移りますが、事務局からそれぞれ報告等願います。

教育次長

◎平成28年第1回市議会定例会教育委員会関連一般質問要旨及び答弁要旨について

・諏訪一則 議員

○小中学校における障害のある方に対する理解の取組について

児童生徒が障がいのある方に対して理解を深めるためには、人権教育の充実が大切であり、偏見や差別をなくす人権を尊重した学校づくりや学級づくりに取り組み、道徳や学級内の人間関係の醸成に力を入れた教育に努めている。また、教職員の人権意識、人権感覚の高揚を図るための研修会等を実施している旨を答弁。

○障害者福祉に関する授業等の取組について

福祉体験学習として、車イス体験・アイマスク体験・点字や手話、福祉施設との交流活動、特別支援学校との交流会を実施している旨を答弁。

○障害者福祉に関する授業等の取組について

福祉体験学習として、車イス体験・アイマスク体験・点字や手話、福祉施設との交流活動、特別支援学校との交流会を実施している旨を答弁。

教育次長

・宇野隆子 議員

○地方財政計画、国トップランナー方式の導入、市立図書館の管理業務について

国の地方財政改革における地方交付税改革において、平成28年度から歳出効率化に向けた業務改革で地方交付税の基準財政需要額の算定に反映させる取組が示されている。平成29年度以降、トップランナー方式におけるモデル的な事業として導入を検討するものに、図書館管理の指定管理者制度等の導入が含まれている。現在、国において図書館管理を対象事業として導入するかどうか検討中であり不確定要素があるが、国の動向を注視し、指定管理者制度導入のメリット・デメリットを整理していきたい旨を答弁。

○認知症対策について

認知症を含む高齢者に対する理解を深め、偏見や差別意識をもつことなく、互いを尊重する人権意識や思いやりの心を育てていくことが重要。各学校では、福祉施設等での体験学習やボランティア活動のほか、中学・高校生福祉チャレンジセミナーに参加し、福祉に関する理解を深めている。この外、市社会福祉協議会主催の認知症サポーター養成講座を通し、認知症を正しく理解し、温かく見守りサポートできる思いやりの心や態度を育成している。また、教職員は教職員福祉セミナーに参加し福祉教育の充実が図られるよう各学校の取組を支援している旨を答弁。

	<p>○市の奨学金について</p> <p>本市が行っている奨学資金制度は、教育の機会均衡を図るとともに、有為な人材の育成を図るため、奨学資金を貸与する趣旨で実施している。また来年度からはじょうづるさん奨学助成金制度を創設した。市独自の給付制奨学金制度の創設については、貸与を受けた優良な生徒や学生が大学等卒業後に職を得て社会貢献を果たしながら奨学金を返還していくという大原則に則り、現在のところ考えていない旨を答弁。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>その他、規則改正に係る報告事項</p> <p>◎常陸太田市学校災害補償規則の一部改正について</p> <p>学校の責の補償問題に関する規則である。認定こども園が設置されることに伴い、これまでの小学校、中学校、幼稚園、保育所に、認定こども園を加える改正である。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>◎常陸太田市交流センターふじの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>使用料の減免規定に認定こども園を加える改正である。</p> <p>◎常陸太田市水府総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>同じく、使用料の減免規定に認定こども園を加える改正である。</p>
<p>教育次長</p>	<p>◎学校給食費徴収規定の一部改正について</p> <p>子育て世帯への経済的負担軽減を図るため、小学校児童と中学校生徒の給食費を2分の1に軽減させるものである。児童は2,050円、生徒は2,200円となる。施行日は平成28年4月1日。</p> <p>閉会 午後3時50分（会議所要時間60分）</p>